

特殊土壌地帯対策事業計画(第13次)
(案)

平成年月日付国都地第号国土交通大臣設定
平成年月日付総行地第号総務大臣設定
平成年月日付農振第号農林水産大臣設定

1. 計画策定の意義

特殊土壌地帯（特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法（以下「法」という。）第2条による指定地域。以下同じ。）は、台風の来襲頻度が高く雨量が極めて多いこと、シラス等の特殊な火山噴出物、花崗岩風化土等侵食を受けやすい土壌で覆われていること等から土砂災害などの災害が発生しやすく、農業生産に関しても不利な面がある。このため、これまで法に基づく事業計画の下、治山、治水、農地改良等の対策事業が実施されてきたところである。

これまで本対策事業が実施された地域においては、災害の発生頻度の大幅な低下や、被害及び土砂流出量の大幅な軽減効果が確認されたり、農地改良等により栽培可能な作目範囲が拡大し、収益性の高い多様な農産物生産が可能となり地域の活性化が進んだ例などがみられる。このように、本対策事業は特殊土壌地帯の災害防除と農業生産力向上に大きな役割を果たしてきたところであるが、特殊土壌地帯においては、依然として土砂災害危険箇所が多く、近年では気候変動等が要因と見られるこれまでの想定を超える降雨に伴う大規模な土砂災害等、甚大な自然災害が多発しているとともに、農業上も表土の土壌流出が起りやすい等不利な土壌や地形条件を有していることから、いまだ対応すべき多くの課題に直面している。

また、近年、特殊土壌地帯においても、都市化の進展等土地利用の変化に伴い、市街地や集落と山地が近接した地域が増加し、そうした新しい造成地での土砂災害がみられるほか、人口の減少や少子高齢化の進展に伴う災害時要援護者の増加等への対応も必要となっている。農業面でも、消費者の視点を重視した安全で安心な食料の安定供給や農業の多面的機能の発揮、地域の特色を生かした競争力のある農業振興など新たに取り組むべき課題が生じてきている。

こうしたことから、引き続き必要な対策を実施するため、平成24年3月、法の一部が改正され、その適用期限が5年間延長されたところである。

一方、社会資本整備に関しては、施策の一層の重点化、効率化、透明性の確保等を図るため、厳格な事業評価の実施、関係する公共事業やソフト事業などの各種施策との総合的取組の推進及び既存施設の有効活用も含めたコスト縮減の取組が必要となっている。また、国民の関心が高い環境問題や耐震性への対応も必要となっている。今後の特殊土壌地帯対策の実施に当たっては、こうした観点にも配慮しながら推進していくことが必要である。

本計画は、以上のような認識と経緯を踏まえ、特殊土壌地帯における災害防除及び農地改良に関する事業を積極的に推進するとともに、それら事業の在り方を明らかにするために定めるものである。

2. 特殊土壌地帯対策事業の内容

土砂災害等の災害に対し安心して暮らせる地域づくり、農業生産力の向上、さらには地域の活性化と国土資源の効率的利用に資するため、平成24年度から平成28年度までの5年間（以下「対策期間」という。）に、特殊土壌地帯において、次の災害防除及び農地改良に関する対策事業（以下「特殊土壌地帯対策事業」という。また、その対象事業は別紙のとおりとする。）を推進する。

(1) 治山

災害に強い安全な国土づくり及び良好な生活環境の保全を図るため、流域保全の観点から、国有林と民有林を通じた計画的な事業の実施に努めることにより、治山施設の設置と機能が低下した保安林の整備を推進する。

(2) 治水

災害に強い国土・地域づくりに向け、水害、土砂災害の防止を図るため、河川改修・ダム整備等のほか、災害時要援護者関連施設や重要交通網等に対する砂防施設等の整備を推進する。

(3) 急傾斜地崩壊対策

人命保全上特に対策が必要な急傾斜地崩壊危険箇所等において重点的に急傾斜地崩壊防止施設の整備に取り組み、安全で災害のない斜面づくりを推進する。

(4) 道路防災

豪雨等の厳しい自然災害に対し、安全で安心な生活を支える道路空間を確保するため、落石のおそれのある箇所等で防災対策を推進する。

(5) 農地防災・保全

特殊土壌地帯の農用地及び農業用施設における豪雨等による災害の発生を未然に防止し、農業生産の維持及び農業経営の安定を図るため、洪水調節用施設の工事、農用地の侵食防止工事等の農地防災・保全対策を推進する。

(6) 農用地整備

特殊土壌の性質及び地形条件等の不利な点を補い、消費者ニーズに対応した生産性の高い農業を効率的かつ安定的に展開していくため、農業生産の基礎となる農用地整備を推進するとともに、農用地整備の前提となる基幹的農業水利施設及び農業用道路の整備を実施する。

農用地整備としては、消費者ニーズに対応した多様な農業生産を行うため、畑作や畜産の振興等を図ることとし、区画整理、用排水施設整備、土層改良等の工種を総合的に実施し農用地の高度利用を図る各種の総合整備事業、草地畜産基盤整備事業等を実施する。また、平地と比較してより条件が不利な中山間地域等における対策を推進するため、それらの地域で地域特性を生かした特色ある農業を展開するための基盤を整備する事業を実施する。

3. 特殊土壌地帯対策事業の実施に当たっての配慮

特殊土壌地帯対策事業の実施に当たっては、次の諸点に配慮して、その効率的・効果的な運営に努めることとする。

(1) 事業の評価

特殊土壌地帯対策事業については、事業評価の適切な実施等により、その効率的・効果的な推進と透明性の一層の向上を図ることとする。そのため、国は事前評価、再評価及び事後評価を通じた事業評価を体系的に実施するとともに、関係県による補助事業の評価の実施を促進する。

(2) 事業間の連携等の推進

特殊土壌地帯対策事業の実施に当たっては、引き続き事業間の連携・調整を図るとともに、建設コストの縮減や必要な耐震対策の促進等により効率的・効果的な整備に努める。

(3) ソフト施策との連携の強化

特殊土壌地帯対策事業による基盤整備の効果がより一層有効に発現されるよう、大規模災害時においても人命が失われないことを最重視し、防災及び災害時の被害を最小化する減災の考え方にに基づき、土砂災害ハザードマップの作成の促進等による土砂災害警戒区域等の周知、適時適切な災害関連情報の提示、警戒避難体制の整備、地域住民の共同活動等によるコミュニティ機能の強化を推進する。また、農業生産性の向上がより一層図られるよう、農地利用集積の促進、農業生産対策の支援等関連するソフト施策を併せて推進する。

(4) 環境との調和への配慮

特殊土壌地帯対策事業については、緑豊かな斜面空間の整備、多自然川づくり、自然生態系保全型の農業用排水路の整備等、環境との調和に配慮した工法も積極的に導入しつつ推進する。

(5) 中間報告

近年、気候変動等が要因と見られる甚大な自然災害が多発している状況に鑑み、対策期間の中間段階において特殊土壌地帯対策事業の内容、進捗状況等について、必要に応じ国土審議会特殊土壌地帯対策分科会に対し報告する。

特殊土壌地帯対策事業

事業名
治山
直轄補助
治山地すべり防止
治水
河川改修
直轄補助
河川改修
広域河川改修
砂防
直轄補助
砂防地すべり対策
治水ダム
急傾斜地崩壊対策
道路防災
特殊改良（特殊改良二種）
災害防除
農地防災・保全
農地保全整備
地すべり対策
防災ダム
農用地整備
かんがい排水
国営かんがい排水
水利施設整備
農道整備
一般農道整備
中山間総合整備（農業生産基盤整備）
畑作振興
農地整備（畑地帯担い手育成型・支援型）
農地整備（経営体育成型うち旧土地改良総合整備採択分）
農地整備（通作条件整備）
農地整備（地域水田農業再編緊急整備）
国営農用地再編整備
県営農用地開発
草地畜産基盤整備
畜産環境総合整備
特定中山間保全整備
特定中山間保全整備（農用地整備及び土地改良施設整備）
社会資本整備総合交付金及び農山漁村地域整備交付金等による事業を含む。

